

令和7年3月21日開会

下北地域広域行政事務組合議会

第122回定例会提案理由

ただいま上程されました7議案について、提案理由及び内容の概要を御説明申し上げ、御審議の参考に供したいと存じます。

はじめに、議案第1号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例についてであります。本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするほか、経過措置を定めるためのものであります。

次に、議案第2号 下北地域広域行政事務組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするためのものであります。

次に、議案第3号 下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をするためのものであります。

次に、議案第4号 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、組合職員の給料月額並びに扶養手当及び通勤手当の額等を改定し、単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、並びに定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当及び寒冷地手当を支給するためのものであります。

次に、議案第5号 下北地域広域行政事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするためのものです。

次に、議案第6号 令和6年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算についてであります。本案は、356万6,000円の減額補正でありまして、これにより歳入歳出予算総額は、70億1,946万3,000円となります。

まず、歳出では、消防費のうち消防署費におきまして、大間消防署の庁舎完成に伴い、庁舎管理に係る経費を減額しておりますほか、非常備消防費では、大間町の原子力施設視察研修の終了等により経費を減額しております。

次に、歳入では、歳出との関連において分担金及び負担金、並びに諸収入を減額しております。

また、大湊消防署に配備を予定しております、水槽付ポンプ自動車について、年度内の納車が見込めないことから繰越明許費を設定しております。

次に、議案第7号 令和7年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算についてであります。予算総額は、歳入歳出とも62億8,886万1,000円の予算規模となり、これを令和6年度当初予算と比較しますと、金額では6億1,481万4,000円、率にして8.9%の減となっております。

まず、歳出の増減の主なものとしたしましては、下北地域新ごみ処理施設整備事業の完了により衛生費全体で7億287万7,000円の減となったほか、川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業、大湊消防署高規格救急自動車整備事業の実施により、消防費全体で2億6,057万4,000円の増となっております。

また、消防救急デジタル無線整備事業債の償還が終了したことなど

により、公債費全体で1億7,250万2,000円の減となっております。

次に、歳入の増減の主なものといたしましては、歳出との関連により、分担金及び負担金全体で1,326万5,000円の減となったほか、下北地域新ごみ処理施設整備事業及び大間消防署庁舎建設事業の完了に伴い、繰入金が9億2,596万1,000円の減、リサイクル資源物売却金等により諸収入が1,139万円の増、川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業に係る緊急防災・減災事業債、8億3,720万円の活用を予定していることなどから、組合債全体で3億1,568万円の増となっております。

以上をもちまして、上程されました7議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いまして御質問により詳細御説明申し上げます。

何とぞ慎重御審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月21日開会

下北地域広域行政事務組合議会
第122回定例会議案

目 次

議案第 1 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例	3
議案第 2 号	下北地域広域行政事務組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例	7
議案第 3 号	下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	11
議案第 4 号	下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例	15
議案第 5 号	下北地域広域行政事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	37
議案第 6 号	令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算	39
議案第 7 号	令和 7 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算	41

議案第 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山 本 知 也

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするほか、経過措置を定めるためのものである。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

目次

第1編 関係条例の一部改正（第1条・第2条）

第2編 経過措置

第1章 通則（第3条・第4条）

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置（第5条）

第3章 雑則（第6条）

附則

第1編 関係条例の一部改正

（下北地域広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例の一部改正）

第1条 下北地域広域行政事務組合個人情報保護に関する法律施行条例（令和5年下北地域広域行政事務組合条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（下北地域広域行政事務組合職員給与に関する条例の一部改正）

第2条 下北地域広域行政事務組合職員給与に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例24号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第3号及び第4号並びに第23条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第2編 経過措置

第1章 通則

（罰則の適用等に関する経過措置）

第3条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその

刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第4条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

第2章 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に伴う経過措置

(下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例第23条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

第3章 雑則

(経過措置の規則への委任)

第6条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議案第2号

下北地域広域行政事務組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する
条例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月21日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山 本 知 也

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の整理をするためのものである。

下北地域広域行政事務組合職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(下北地域広域行政事務組合職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 下北地域広域行政事務組合職員の分限に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「法第16条第2号」を「法第16条第1号」に改める。

(下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第24号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第23条の2第2号中「(法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第25条第1項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第28条第6項中「、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「、第23条第1項」を「、同項」に改める。

(下北地域広域行政事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 下北地域広域行政事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「第16条第2号から第5号まで」を「第16条各号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当

及び勤勉手当の支給については、第 2 条の規定による改正後の下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例第 23 条第 1 項及び第 4 項、第 23 条の 2 第 2 号、第 25 条第 1 項及び第 2 項第 1 号並びに第 28 条第 6 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

議案第3号

下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月21日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山 本 知 也

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備をするためのものである。

下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年下北地域広域行政事務組合条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「第2項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を「並びに第2項」に改める。

第15条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日

とする改正後の下北地域広域行政事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第4号

下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年3月21日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山 本 知 也

提案理由

青森県人事委員会の県職員の給与に関する勧告に鑑み、職員の給料月額並びに扶養手当及び通勤手当の額等を改定し、単身赴任手当に係る支給対象職員の範囲及び管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を拡大し、並びに定年前再任用短時間勤務職員等に住居手当及び寒冷地手当を支給するためのものである。

下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

(下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例(平成元年下北地域広域行政事務組合条例第24号)の一部を次のように改正する。

第11条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条第1項第1号中「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、第14条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。)」を削り、同項第2号中「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)」を削り、「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」、「住宅」の次に「(規則で定める住宅を除く。)」を加える。

第14条第1項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「相当する額(以下)」を「相当する額(次項において)」に、「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が150,000

円を超える職員の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第14条の2第3項中「国又は他の地方公共団体の職員であった者その他の規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第20条の2第1項第1号中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項第2号中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「各号に定める額」の次に「(前項各号に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第26条第1項中「、第11条、第12条及び第24条」を「及び第11条」に改め、同条第2項中「から第13条まで」を「、第13条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (条例第3条関係)

行政職給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800

37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		

79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	256,000	297,100	346,000	386,600	
87	256,300	297,400	346,400	387,000	
88	256,600	297,700	346,800	387,400	
89	256,900	298,000	347,000	387,700	
90	257,200	298,300	347,400	388,200	
91	257,500	298,600	347,800	388,600	
92	257,800	299,000	348,200	389,000	
93	258,100	299,200	348,400	389,300	
94		299,400	348,800		
95		299,700	349,200		
96		300,100	349,500		
97		300,300	349,800		
98		300,600	350,200		
99		301,000	350,600		
100		301,400	351,000		
101		301,600	351,500		
102		301,900	351,900		
103		302,200	352,300		
104		302,500	352,700		
105		302,700	353,200		
106		303,000	353,600		
107		303,300	353,900		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200			
111		304,600			
112		304,900			
113		305,100			
114		305,300			
115		305,600			
116		306,000			
117		306,200			
118		306,400			
119		306,700			
120		307,000			

	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 192,000	円 219,500	円 260,000	円 279,700	円 294,900	円 320,600	円 362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第27条から第27条の3までの規定により給与を受ける職員を除く。

別表第2 (条例第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	211,600	232,600	255,500	295,400	331,900	353,300	384,100	420,300
	2	214,000	234,800	257,500	296,400	333,400	355,000	385,800	421,900
	3	216,400	237,000	259,700	297,400	334,900	356,700	387,500	423,500
	4	218,800	239,200	261,900	298,300	336,400	358,300	389,200	425,000
	5	221,200	241,400	264,000	298,900	337,900	359,900	390,700	426,500
	6	223,600	243,400	265,300	299,600	339,300	361,600	392,300	428,100
	7	226,000	245,400	266,600	300,300	340,600	363,200	393,900	429,500
	8	228,200	247,200	267,900	301,000	341,900	364,800	395,500	430,900
	9	230,400	249,000	269,200	301,700	343,200	366,400	397,100	432,000
	10	232,500	250,700	270,500	302,400	344,800	368,000	398,700	433,400
	11	234,600	252,400	271,800	303,100	346,400	369,600	400,300	434,900
	12	236,600	253,800	273,100	303,700	348,000	371,200	401,900	436,400
	13	238,600	255,200	274,400	304,400	349,500	372,800	403,400	437,700
	14	240,600	257,000	275,600	305,200	351,100	374,400	405,400	439,400
	15	242,600	258,400	276,700	305,900	352,700	376,000	407,400	441,000
	16	244,200	259,900	278,200	306,700	354,200	377,600	409,400	442,600
	17	245,800	261,400	279,500	307,400	355,700	379,200	410,900	444,000
	18	247,300	262,600	280,800	308,200	357,300	380,800	412,600	445,700
	19	248,800	263,800	282,100	309,200	358,900	382,400	414,200	447,400
	20	250,300	264,900	283,300	310,100	360,400	384,000	415,900	449,000
	21	251,800	266,200	284,500	311,000	361,900	385,600	417,500	450,400
	22	253,400	267,400	285,100	312,300	363,500	387,200	419,000	451,100
	23	254,900	268,700	285,700	313,600	365,100	388,900	420,500	451,800
	24	256,400	270,000	286,300	314,900	366,700	390,600	421,900	452,500
	25	257,900	271,400	286,800	316,200	368,100	392,300	423,100	452,900
	26	259,100	272,800	287,400	317,700	369,800	394,300	424,600	453,400
	27	260,300	274,100	288,000	319,000	371,500	396,200	426,100	454,000
	28	261,500	275,400	288,500	320,100	373,100	398,100	427,500	454,600
	29	262,700	276,400	289,000	321,100	374,700	399,800	429,000	455,200
	30	264,000	277,700	289,600	322,300	376,300	401,200	430,300	455,900
	31	265,300	279,000	290,100	323,500	377,900	402,400	431,500	456,400
	32	266,600	280,200	290,600	324,600	379,600	403,700	432,700	456,900
	33	267,900	281,400	291,100	325,700	381,300	404,700	433,700	457,400
	34	269,400	282,000	291,700	326,900	383,300	405,800	434,400	457,700
	35	270,700	282,600	292,200	328,100	385,300	406,800	435,200	458,000
36	272,100	283,200	292,700	329,200	387,300	407,800	435,900	458,400	

37	273,100	283,700	293,200	330,300	389,000	408,900	436,400	458,800
38	274,400	284,300	293,800	331,500	390,700	410,100	436,800	459,000
39	275,700	284,900	294,400	332,700	392,200	411,200	437,200	459,300
40	276,900	285,500	295,000	333,900	393,700	412,300	437,500	459,500
41	278,100	286,000	295,700	335,100	394,900	413,500	437,800	459,900
42	278,700	286,600	296,400	336,300	395,900	414,300	438,100	460,100
43	279,300	287,200	297,100	337,500	396,900	415,100	438,400	460,300
44	279,900	287,700	297,800	338,700	397,900	415,700	438,700	460,500
45	280,300	288,200	298,400	339,900	399,000	416,200	438,900	460,900
46	280,900	288,700	299,300	341,200	400,100	416,900	439,200	
47	281,400	289,200	300,100	342,400	401,200	417,600	439,500	
48	281,900	289,700	300,900	343,600	402,300	418,200	439,800	
49	282,400	290,300	301,700	344,800	403,600	418,900	440,100	
50	283,000	290,800	302,800	346,200	404,400	419,300	440,400	
51	283,500	291,400	303,900	347,500	405,200	419,900	440,700	
52	284,000	292,000	304,900	348,800	405,800	420,500	441,000	
53	284,500	292,600	305,900	349,700	406,300	420,900	441,200	
54	285,100	293,300	307,000	351,000	407,000	421,300	441,500	
55	285,600	294,000	308,000	352,200	407,700	421,800	441,800	
56	286,100	294,700	309,100	353,400	408,400	422,300	442,100	
57	286,600	295,300	310,100	354,600	408,700	422,800	442,300	
58	287,100	296,200	311,200	356,000	409,400	423,400	442,600	
59	287,600	297,000	312,300	357,400	410,100	423,800	442,900	
60	288,100	297,800	313,400	358,800	410,600	424,200	443,100	
61	288,600	298,600	314,400	360,100	411,000	424,600	443,300	
62	289,100	299,500	315,500	361,600	411,400	424,900	443,600	
63	289,600	300,400	316,600	363,100	411,900	425,200	443,900	
64	290,100	301,300	317,700	364,500	412,400	425,500	444,200	
65	290,600	302,100	318,700	365,700	412,900	425,800	444,400	
66	291,100	303,000	319,800	367,100	413,300	426,100	444,700	
67	291,600	303,800	320,900	368,400	413,800	426,400	445,000	
68	292,100	304,600	322,000	369,800	414,300	426,600	445,300	
69	292,600	305,500	323,000	370,900	414,800	426,800	445,500	
70	293,100	306,400	324,200	372,100	415,300	427,100	445,800	
71	293,600	307,300	325,400	373,300	415,900	427,400	446,100	
72	294,100	308,200	326,600	374,500	416,400	427,600	446,400	
73	294,600	309,000	327,300	375,800	416,800	427,800	446,600	
74	295,200	309,900	328,600	377,000	417,400	428,100		
75	295,800	310,800	329,900	378,200	417,900	428,400		
76	296,300	311,600	331,200	379,300	418,100	428,600		
77	296,800	312,300	332,500	380,400	418,400	428,800		
78	297,400	313,200	333,900	381,600	418,900	429,100		

79	298,000	314,100	335,300	382,700	419,200	429,400
80	298,600	315,100	336,700	383,900	419,500	429,600
81	299,200	316,000	338,000	385,000	419,800	429,800
82	299,900	317,100	339,600	385,600	420,200	430,100
83	300,600	318,100	341,100	386,100	420,600	430,400
84	301,200	319,100	342,600	386,600	421,000	430,600
85	301,800	320,000	344,000	387,200	421,300	430,800
86	302,500	321,000	345,500	387,800	421,700	
87	303,200	322,000	347,000	388,400	422,100	
88	303,900	323,000	348,400	389,000	422,500	
89	304,600	324,000	349,700	389,300	422,800	
90	305,400	325,300	350,900	389,800	423,200	
91	306,200	326,500	352,100	390,300	423,600	
92	306,900	327,700	353,400	390,800	424,000	
93	307,400	328,900	354,700	391,200	424,300	
94	308,300	330,200	356,200	391,600		
95	309,200	331,400	357,700	392,100		
96	310,000	332,600	359,100	392,600		
97	310,800	333,800	360,400	393,000		
98	311,800	335,100	361,600	393,500		
99	312,700	336,300	362,700	394,000		
100	313,600	337,500	363,900	394,500		
101	314,500	338,900	365,000	394,800		
102	315,500	339,800	366,100	395,200		
103	316,500	340,800	367,200	395,700		
104	317,400	341,900	368,300	396,000		
105	318,200	343,000	369,500	396,300		
106	318,800	344,100	370,000	396,800		
107	319,400	345,100	370,600	397,300		
108	320,000	346,100	371,200	397,800		
109	320,500	347,300	371,800	398,100		
110	321,000	348,300	372,300	398,600		
111	321,400	349,300	372,700	399,100		
112	321,900	350,200	373,200	399,600		
113	322,700	351,100	373,600	399,900		
114	323,400	352,000	374,000	400,400		
115	324,100	353,000	374,500	400,900		
116	324,700	354,000	375,000	401,400		
117	325,300	355,000	375,400	401,800		
118	326,000	355,400	375,900	402,300		
119	326,700	356,000	376,500	402,700		
120	327,500	356,600	377,000	403,200		

	121	328,100	356,900	377,200	403,600				
	122	328,400	357,300	377,700					
	123	328,900	357,700	378,200					
	124	329,400	358,100	378,600					
	125	329,700	358,500	379,100					
	126		358,900	379,600					
	127		359,300	380,100					
	128		359,700	380,600					
	129		360,100	380,900					
	130		360,500	381,400					
	131		360,900	381,900					
	132		361,300	382,400					
	133		361,500	382,700					
	134		362,000	383,200					
	135		362,400	383,600					
	136		362,700	384,000					
	137		363,000	384,300					
	138		363,400	384,800					
	139		363,900	385,300					
	140		364,400	385,800					
	141		364,700	386,100					
	142		365,200						
	143		365,700						
	144		366,200						
	145		366,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		246,200	258,000	262,200	293,800	310,600	324,900	348,600	384,200

備考 この表は、消防正監、消防監、消防司令長、消防司令、消防司令補、消防士長、消防副士長及び消防士に適用する。

(下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 下北地域広域行政事務組合職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和5年下北地域広域行政事務組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第29項の前の見出し中「むつ市職員の給与に関する条例」を「下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例」に改める。

附則第31項中「第13条第1項及び」を削る。

附則第33項中「、第11条、第12条及び第24条」を「及び第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において下北地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1及び別表第2までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(施行日前の異動者の号給の調整)

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び任命権者が定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、任命権者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

4 施行日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(以下「改正後の給与条例」という。)第11条の規定の適用については、

同条第2項目中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をし

と、同条第3項中
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」
「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは
「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

5 改正後の給与条例第14条の2第3項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表（附則第2項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10

2 7	2 3	1 9	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1

5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		

8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		
9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0	8 6			
9 5	9 1	8 7			
9 6	9 2	8 8			
9 7	9 3	8 9			
9 8	9 4	9 0			
9 9	9 5	9 1			
1 0 0	9 6	9 2			
1 0 1	9 7	9 3			
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				

イ 消防職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12

2 9	2 5	2 1	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3

6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1	
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2	
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3	
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4	
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8	
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9	
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0	
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1	
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2	
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3	
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4	
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5	
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6	
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7	
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8	
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9	
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0	
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1	
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2	
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3	
8 6	8 2	7 8	7 8		
8 7	8 3	7 9	7 9		
8 8	8 4	8 0	8 0		
8 9	8 5	8 1	8 1		
9 0	8 6	8 2	8 2		

9 1	8 7	8 3	8 3		
9 2	8 8	8 4	8 4		
9 3	8 9	8 5	8 5		
9 4	9 0	8 6			
9 5	9 1	8 7			
9 6	9 2	8 8			
9 7	9 3	8 9			
9 8	9 4	9 0			
9 9	9 5	9 1			
1 0 0	9 6	9 2			
1 0 1	9 7	9 3			
1 0 2	9 8				
1 0 3	9 9				
1 0 4	1 0 0				
1 0 5	1 0 1				
1 0 6	1 0 2				
1 0 7	1 0 3				
1 0 8	1 0 4				
1 0 9	1 0 5				
1 1 0	1 0 6				
1 1 1	1 0 7				
1 1 2	1 0 8				
1 1 3	1 0 9				
1 1 4	1 1 0				
1 1 5	1 1 1				
1 1 6	1 1 2				
1 1 7	1 1 3				
1 1 8	1 1 4				
1 1 9	1 1 5				
1 2 0	1 1 6				
1 2 1	1 1 7				

1 2 2	1 1 8				
1 2 3	1 1 9				
1 2 4	1 2 0				
1 2 5	1 2 1				

議案第 5 号

下北地域広域行政事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山 本 知 也

提案理由

国家公務員等の旅費に関する法律及び国家公務員等の旅費支給規程の一部改正に伴い、引用する条項の整理をするためのものである。

下北地域広域行政事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

下北地域広域行政事務組合職員等の旅費及び費用弁償に関する条例（平成元年下北地域広域行政事務組合条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第1条」を「第2条」に改める。

別表第3備考第1号中「国家公務員等の旅費に関する法律」を「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 6 号

令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計補正予算

令和 6 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を補正することについて、
地方自治法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 2 1 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山 本 知 也

(予算書別紙)

議案第 7 号

令和 7 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算

令和 7 年度下北地域広域行政事務組合一般会計予算を次のように定めたいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

下北地域広域行政事務組合管理者 山 本 知 也

(予算書別紙)

